

経済産業省
環境省
告示第二号

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三条第一項の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成十一年厚商産省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十一年六月十二日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 斉藤 鉄夫

二中「提供することにより、特定家庭用機器の長期間使用の促進を通じた特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制を促進するよう努めることが必要である。」の次に次の段落を加える。

また、特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成し、消費者及び事業者に適切に情報提供するとともに、当該基準に沿って使用済製品の再使用のための引取りを行うことにより、消費者及び事業者の利便性の向上を図りつつ、特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制を促進するよう努めることが望ましい。

三の１中「収集及び運搬を行うことが必要である。」の下に「加えて、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出の確保を図るため、消費者及び事業者に必要な情報を提供するとともに、買換

え時のみならず、自らが過去に販売した製品についても、一層円滑な引取りに努めることが必要である。」を加え、「市町村等との」を「市町村との」に改め、「防止に努めることが必要である。」の次に次の段落を加える。

また、国は、特定家庭用機器廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するため、毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、当該小売業者が引き取ったすべての特定家庭用機器廃棄物に係る引取り及び引渡し状況並びに当該小売業者が作成したりユー・ス・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である。

三の１中「市町村等は」を「市町村は」に改め、「協力を行うことが必要である。」の次に次の段落を加える。

また、市町村は、小売業者に引取義務がない特定家庭用機器廃棄物を回収する体制が構築されていない場合には、地域の実情に応じて回収する体制を構築するとともに、住民に対するその排出方法の継続的な周知を徹底することが必要である。

さらに、地方公共団体は、特定家庭用機器廃棄物の適正な収集及び運搬並びに処分を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定に違反する行為に対しては、同法の規定に基づいて厳正に対処することが必要である。

三の２の(2)中「特定家庭用機器廃棄物」の下に「のうちブラウン管式テレビジョン受信機であった

もの」を、「必要である。」の下に「また、特定家庭用機器廃棄物のうち液晶式テレビジョン受信機又はプラズマ式テレビジョン受信機であったものに含まれるガラスについては、製造業者等において、関係者の協力を得つつ、再商品化の技術開発等を進めることが必要である。」を加える。

三の２の(4)中「として使用されていた」の下に「、又は特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材に含まれている」を加え、「また、断熱材に使用されていたフロン類については、適正かつ能率的な回収並びに再利用及び破壊のための技術開発及び施設整備に努めることが必要である。」を削る。三の２中「講ずることが必要である。」の次に次の段落を加える。

また、国は、再商品化等に必要な行為に要する費用の低減及び排出者の理解の増進を通じた適正な排出の促進を図るため、毎年度、製造業者等に対し、再商品化等に必要な行為に関する支出の総額及びその内訳について報告を求めることが必要である。

五中「内容について」の下に「、小売業者、製造業者等、指定法人、地方公共団体と連携しつつ」を加え、「努めなければならない。」の次に次の段落を加える。

また、離島地域における収集及び運搬について、関係者間の自主努力により収集及び運搬の効率化が図られている一部の離島地域に対して製造業者等が行う資金面も含めた海上運送等に係る協力の成果も踏まえつつ、収集及び運搬に関する料金の抑制に資する取組が離島地域間で広く共有され、促進されることが必要である。

さらに、不法投棄については、関係者が協力しながら解決を図らなければならない課題である。このため、市町村は、関係者と連携して、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出に係る普及及び啓発、監視パトロールの実施等、地域の実情に応じた不法投棄の未然防止対策に取り組むことが必要である。また、製造業者等は、こうした不法投棄対策を積極的に行う市町村に対し、資金面も含めた協力を実施するに当たっては、市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意することが必要である。

加えて、国は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の促進及び不法投棄の防止等を目的とする施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、使用済製品の流通又は排出の経路等の状況や不法投棄の状況について、引き続き情報の把握に努めることが必要である。

使用済製品の輸出について、国は、再使用に適さない使用済製品が再使用の名目で輸出されることを防止するための施策を検討することが必要である。